

重要事項説明書

R8.6 改

事業所名 所在地	株式会社ヒューマンサービス山梨 〒400-0502 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1466番地1 Tel 0556-22-5995 代表取締役 依田茂巳 fax0556-22-5985 介護保険事業者番号 1970700082		
1 提供可能サービスと通常のサービス提供地域	提供サービス	事業の実施地域	
	訪問入浴の入浴車のご家庭を訪問し、居宅内において入浴又は清拭を行います。	南巨摩郡 富士川町・早川町・身延町・南部町 中巨摩郡 昭和町 東八代郡 市川三郷町 甲府市・韮崎市・山梨市・笛吹市・甲州市 南アルプス市・甲斐市・北杜市・中央市	
2 事業所の勤務体制	管理者以下11名 ○管理者 1名 ○看護職員 5名 ○介護職員3名 ○オペレーター 3名 （兼任含）		
3 営業日、営業時間休日	営 業 日	営 業 時 間	休 日
	月曜～土曜日 （上記曜日の祝日は営業）	午前8時00分～午後5時00分 （実労時間：8時間）	日曜日 年末30日～年始3日
	サービス提供時間	午前9時～午後5時（時間外のサービス提供について、相談により対応いたします。）	
4 利用料及び支払方法	☐ 介護保険の適用がある場合は、1割、2割又は3割が利用者負担となります。利用者負担金の支払いは、現金又は利用者指定の口座引落としによります。 (1) 訪問入浴料（1割負担の入浴金の例） ① 普通入浴 1回 1. 266 円 所要時間1時間位のサービスです。 ② 清拭 1回 1. 139 円 所要時間30分～1時間位のサービスです。 ※介護保険サービスの支給限度基準額を超えた場合の負担 介護保険の適用基準内である場合の利用者負担額は1割、2割又は3割ですが、支給限度基準額を超えたサービスは、全額が利用者負担となります。 (2) その他の加算 ① 初回加算 初回の月、1回のみ200円 ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、として1回につき36円 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ） 国の施策により、介護職員の賃金改善の水準を維持し、介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図り、介護職員等の処遇改善を進めるために、処遇改善加算が、所定介護費に12.7%の加算があります。 ※少数以下は四捨五入		

5 虐待防止について	☐ 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る (2) 虐待防止のための指針の整備 (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 ☐ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 ☐ 虐待防止に関する担当者 当事業管理者 依田 茂巳
6 身体拘束について	☐ 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。 (1) 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りま (2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りま (3) 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
7 相談窓口、苦情対応	利用者、家族からの苦情を受けた場合は「相談苦情対応要領」に基づき迅速、適切に対応し、「相談苦情内容記録票」に記録し、改善内容を関係機関に報告します。 ☐ 当社お客さま相談・苦情担当 当事業所管理者 依田 茂巳 電話 0556-22-5995 ☐ 苦情解決に関する第三者委員は設けてありませんが、当社以外に市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。 山梨県国民健康保険団体連合会 電話055-233-9201
8 事故発生時の措置	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、しかるべく措置をとるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった措置を「事故報告書」により、すみやかに市町村に報告します。 また、利用者家族に対する連絡もすみやかに行います。 本事業所は安田火災海上保険会社の居宅サービス事業者・居宅支援事業者賠償責任保険に加入しています。

9 緊急時の対応方法	利用者の主治医又は事業者の協力医療機関に連絡を行い、医師等の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。 主治医 医院名： 連絡先Tel 緊急連絡先名前： 連絡先Tel 協力医療機関 <table><tr><td>富士川病院</td><td>0556-22-3135</td><td>峡南病院</td><td>0556-22-4411</td></tr><tr><td>飯富病院</td><td>0556-42-2322</td><td>くつま整形外科医院</td><td>0556-22-6688</td></tr><tr><td>初鹿歯科医院</td><td>0556-22-6262</td><td>くぼた内科胃腸科医院</td><td>0556-22-0301</td></tr></table>	富士川病院	0556-22-3135	峡南病院	0556-22-4411	飯富病院	0556-42-2322	くつま整形外科医院	0556-22-6688	初鹿歯科医院	0556-22-6262	くぼた内科胃腸科医院	0556-22-0301
富士川病院	0556-22-3135	峡南病院	0556-22-4411										
飯富病院	0556-42-2322	くつま整形外科医院	0556-22-6688										
初鹿歯科医院	0556-22-6262	くぼた内科胃腸科医院	0556-22-0301										
10 損害賠償保険への加入	本事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 安田火災海上保険株式会社 保険名 居宅サービス事業者・居宅支援事業者賠償責任保険 保証の概要 ・体位変更作業中にベットから転落させ怪我をさせた。 ・利用者宅で調理中に誤って出火させ住居を半焼した。 ・入浴介助の際、シャワーが熱すぎて火傷をさせてしまった。 ・業務遂行中の事故で被害者に支払うべき法律上の損害賠償金												
11 衛生管理	☐ 利用者の使用する設備又は必要物品について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。 ☐ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。 (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。												
12 非常災害対策	(1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作 成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。 (2) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。												
13 業務継続計画の策定等について	(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続 計画に従い必要な措置を講じるものとする。 (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。 (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。												

14 個人情報の保護	あらかじめ利用目的をできるかぎり特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱います。 (1) 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知公表等を行い、同意書をいただきます。 ⑤ 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。 ⑥ 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用者との間の雇用契約に誓約する。
15 個人の写真の使用について	(1) 弊社の事業紹介や取り組みを紹介する用途に限り、事業所内で撮影いたしました、第三者から見てご本人様と認識できるご利用者様の画像・写真を使用させていただきます。ご理解・ご協力をいただければ幸いです。 (使用目的は広報紙、運営推進会議、パンフレットなどで使用させていただきます。) ※肖像などを撮影した画像・写真を使用することを、理解して同意します。この同意により、本人または第三者から、クレームなどの異議申し立てが一切なされないことを保証します。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり上記重要事項を説明し、利用者、家族及び事業者が記名押印し、契約を締結します。

事業者

山梨県南巨摩郡富士川町長沢687番2
株式会社ヒューマンサービス山梨
代表取締役 依田 茂 巳 印

説明者

所属 訪問入浴事業所
氏名 印

サービス契約の締結にあたり上記重要事項の説明を受け、利用者、家族及び事業者が記名押印し、契約を締結します。

利用者

住所
氏名 印
連絡先 電話

家 族

住所
氏名 印
連絡先 電話
続柄